

安全配慮義務：労働契約法と労働安全衛生関係法令

環境・健康

平成 20 年 3 月に施行された労働契約法では使用者の労働者に対する安全配慮義務を明文化しています〔下記、労働契約法第 5 条（労働者への安全の配慮）参照〕。この施行通達で、『労働安全衛生法をはじめとする労働安全衛生関係法令においては、事業主の講ずべき具体的な措置が規定されているところであり、これらは当然に遵守されなければならないもの』であることが示されています。

労働安全衛生関係法令は、安全配慮義務〔労働契約法第 5 条（労働者への安全の配慮）〕の「必要な配慮」を具体的に規定しています。

労働契約法 第 5 条（労働者への安全の配慮）

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

【解説：趣旨（抜粋）】

- ・ 法第 5 条の「生命、身体等の安全」には、心身の健康も含まれるものです。
- ・ 法第 5 条の「必要な配慮」とは、一律に定まるものではなく、使用者に特定の措置を求めるものではありませんが、労働者の職種、職務内容、労務提供場所等の具体的な状況に応じて、必要な配慮をすることが求められるものです。

なお、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）をはじめとする労働安全衛生法令においては、事業主の講ずべき具体的な措置が規定されているところであり、これらは当然に遵守されなければならないものです。

kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定
作業環境への有害物質の発散抑制	局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
有害物質等ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリング
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断等に基づく衛生診断 リスクアセスメントの実施
衛生意識の向上	労働衛生教育